日本歳時記

秋 陰書律厥名也（さだめ）云（いう）○雨雜（あめまじ）り雨（あめ）雜（まじ）り雨（あめ）降（ふる）ことなどいふ類（たぐひ）しかあるべし○秋（あき）の氣（き）こゝろ寒（さむ）氣（き）にとりそへて人（ひと）の物（もの）思（おも）ふ時（とき）なるをや

秦風（しんふう）に蒹葭蒼蒼（けんかそうそう）白露爲霜（はくろしもとなる）所謂伊人（いはゆるかのひと）云（いう）々（〳〵）

蒹葭（あし）蒼蒼（あをあを）として白露（しらつゆ）霜（しも）となる所謂（いはゆる）伊人（かのひと）水（みづ）の一方（ひとかた）に在（あり）

唐（もろこし）の詩（し）にも秋（あき）の氣（き）にとりそへて物（もの）思（おも）ふ事（こと）を詠（よめ）るなり

素問（そもん）に曰（いはく）秋（あき）三月（みつき）これを容平（ようへい）と言（いふ）天氣（てんき）清明（せいめい）にして地氣（ちき）収引（しういん）す

蟲（むし）鳥（とり）毛（け）を更（あらた）め人（ひと）氣（き）皮（ひ）に急（きふ）なり

秋（あき）の氣（き）清（すみ）わたりて高（たか）く爽（さはや）かなるを以（もつて）なり

秋（あき）の氣（き）は人（ひと）の身（み）に感（かん）じて皮膚（ひふ）の毛穴（けあな）を閉（とぢ）て外（そと）の寒（さむ）氣（き）を防（ふせ）ぎ内（うち）の熱（ねつ）氣（き）を収（をさめ）て漏（もら）さざるやうにするなり

秋（あき）三月（みつき）此（これ）を容平（ようへい）と言（いふ）天氣（てんき）清明（せいめい）にして地氣（ちき）収引（しういん）す

蟲（むし）鳥（とり）毛（け）を更（あらた）め人（ひと）氣（き）皮（ひ）に急（きふ）なり

秋（あき）の氣（き）は人（ひと）の身（み）に感（かん）じて皮膚（ひふ）の毛穴（けあな）を閉（とぢ）て外（そと）の寒（さむ）氣（き）を防（ふせ）ぎ内（うち）の熱（ねつ）氣（き）を収（をさめ）て漏（もら）さざるやうにするなり

逆ふ時は脇氣とやぬり冬飧泄となる

書は論にいはく夜乃末秋の初熱となる事甚し

き時衣をぬき裸にして涼を貪る事なれ五

臓乃腧穴皆背に含ひ人をして扇を忘めて

風を取又夜手足を露せば風背より入中風の

源となる切なこれをはらし先はし疾なるを

早さしは八味地黄丸を服すべし三白を忌（三白とは葱蒜蓋蔔をいふ）

月令廣義にいはく秋三月收斂して發揚彼聘す

事なかれ

摂生論にいはく秋氣を燥なり宜く胡麻を食し

てうれ燥を潤すべし

書は論にいはく寒衣を忌事甚しやすきのは風

疾或瘡瘍を蒙ふ新穀初て熟しなる時老人

これをくらへば宿疾を發す如今は新米なる純

食へば風寒を動かひ也又早稲乃半熟せる

時をりてやさき米とは香美なり志かれば宿疾を

發し瘡瘍を起し能脾胃をやぬる（新穀を二三ひ飯にしてぬ）

だりをされたるを

病人は善なり

月令廣義にいはく秋事きはく老人稍足乃起ゆる

事を見へば微火を用ひ足をあぬるべし大事

熱せしむるなかれ却りしくは他乃やまひとなん
小児たちやく火に向へりうす
摂生海にいはく燥乃冒を生ずる水をのみ志めり故
衣服を思事を忌
金匱要畧にいはく秋九十日禽獸乃脇を食へり法
素東垣のいはく古人の云秋薑を食すなかれ人をして
真氣を濁せしむ脇虐法録にも又秋薑は人の
天年を夭ほといふ強行り強を邈りいはくは九月
却かく薑を食へ其ものを損し
鯨魚を減す

七月　立秋は七月の暑を蒸暑は七月の中　〇七月の天名　七月　立秋
涼月　律を夷則といふ　〇七月乃和名を文月といふ七日
それにくまなきとしてあるをもとしとむらく
此にふるつきといふを略せり

六日　沐浴

七日　七夕と云又星夕ともいふなり　荊楚歳時記にいはく
七月七日織女牽牛聚會乃夜なり
五雜組に凡織女牽牛の事續齊諧記に如く或
ク無言をおけ博物志には乘槎乃浪説を記せり然
きに婦人女子の傳に曰實とせしなる可なり父人
墨子習て常談さし天上乃列宿として汚衊と
被しむるを示すやしむへきれ甚しきなりと云

せり[illegible]確論と云つ[illegible]此事[illegible]やまと[illegible]
に久しきまとなりきん何の人を[illegible]
[illegible]やまべ[illegible]の料[illegible]
何りと[illegible]
此事なしと[illegible]
いそぐ天と[illegible]
[illegible]多し[illegible]の料を[illegible]
此事[illegible]
二星[illegible]
酒[illegible]

七夕乃うた[illegible]
何[illegible]水[illegible]
古今集[illegible]
年[illegible]七夕乃[illegible]
[illegible]
契[illegible]七夕の年[illegible]
續拾遺集[illegible]
[illegible]
新拾遺集[illegible]
いく[illegible]七夕の[illegible]

新清撰集に　為治親王

まれにあふ事をあらし七夕乃たえ世更にけりなこれハ

七夕乃詩　杜牧

雲階月地一相通。来抵経年別恨多。最恨明朝

洗車雨。不変回腳渡天河

又　晏殊原

雲幄子波斗柄移。鵲慵烏慢鳴。穆遥天使精衛

填河漢。一水還應有恐時

又

織女牽牛雙扇開。年々一度過河来。莫言天上

猶相見。猶勝人間去不回

〇今日索麪とくふ事あり十節記にはとくむりし事

氏乃妹子七月七日に死すれば盂鬼祭となり今ハ瘧

病とやましむるれ故日清ねに麦餅とこれをしめ

今日にはあらりて索餅といふもの盂とまつる儀

人これ日索餅とくふ人は瘧病とうれえば

此説たしかなる事とおもふす且夫瘧は外風寒

異溼に感し肉飲食色慾に傷られて病るものへ

閑説なれ夏傷於暑秋為痎瘧と見えたり是れハ

よく攝生せハとのべうしうれうきへなりしんたゝひ非

日索餅を食したまだしてて病根洗ふ事なり
それ夏をまぬかるゝ事なりしかんや決してこれ疫
なし世の人かゝる妄言を信ずへからず
○今夜二星を祭るとて瓜果を清らぬ食物をもつ
青花をとゝ多く牛乃ちしに五色の糸をつゝ種を也
志て男女ともに才能の事稱をいひ乃ち此これを乞巧
奠といふなり或衣服を曝し書籍をさらふ事
なり此事日本にては天平勝寶七年にはしまり
しよし此事推古に見えたり（後女系の後武德義 [illegible]）又
七夕星祭ともいふ皆是を牛乃ち蒸れ麻を視るまり

て梶乃葉にかくる事勅撰集の哥に
[illegible]
乞巧奠乃事[illegible]
又それ姻久しき事なり人しされども婦人女子の
[illegible]
乃ちへお事にはいふす書籍衣服をさらふ俗
の囲ふも其事にや郷澤は服中の書をさらし
洗威は犢鼻褌をさらふ事なり
今蒸菓に能因法師の哥
七夕乃昔の衣といふ物を人なるくはしを志るべし

漢書史の七夕乃詩に

天上紹遅如此物。万代蕃數署新秋。漢書水世事

多児戯。不習人間元巧機

揚朴の七夕の詩に

来會牽牛意若何。頻邀織女弄金梭。年々乞與

人間巧。不過人間巧。宋多

○今日菓丸と合せ麹を地てよしと云ふ月令の月令に

たり此日皮裘を曝せば蛀ほと雲笈七籤にしたり

又角蒿を取て毛褥書籍の中に蟲を碎く

家塾事親に見えたり

十三日　二日より今日まで乃百夜ふらぬ日屋中の

煤塵を拂ひ塵埃となして塵埃となる後にす

へし凡煤塵をとて　ふるす一年にこゝひしたるが

よし冬煤塵をはらふとしてとも日ごとく天童を

よろしぎ海事多くれば疎略なり此月は日よりを

よく日をなぐ詩れたるなるほとひてよし

○此日人王乃稲紙にて玉盃より都にわやうえ

るより酒市かなとおくり又餐をなほこのなり

いつ乃世よりかしやりさん今乃世俗にまとるこの

なり花世の人是なきむをまつる今いまの人と

おもひかうれしきこのきこ給たるへし

〇今夜世俗の人なれ魂の来る夜とて火を燃し
門前におくて迎ふるなり愚夫愚婦も世むかしなれ
士君子なる人を習ひて蒸せざるや佛氏乃説に
まどひ寄ると夜祖先乃祔盡来源すと書ひて
かゝるよしなし事をなほ人多しいと口おしきす
こそ給はされハ五雜組にも中元乃鈴笑組と表せ
し子孫なる人冠服を急ぎ門前に出居と望ぎ
揖讓し祔を奉て入祭年て又これを送て出孝思
乃深と寄ふに似されども戯にたゞしこれ無ハもろこし

こをかゝる事の給ふにより

十五日　今日を中元と云國俗蓮葉飯と裝して来客
に食し歳臧にとゝ事　拘もるに事也紀事にいはく今世七月十
五日賞俗尼供給之盂名命本目蓮事
後代廣為善修乃分割本削竹物工巧也今人等以作盆器加其首
以荷葉布貯雜糅果食法目蓮救母畫像無紀之娶之
事の餘ハかゝる
[illegible]
又きれ小父母先祖代墓を掃除し今日墓と
祈し此夜今日墓前に燒の魂と燃す　日令度義に中元夜盂
[illegible]
[illegible]
[illegible]
かゝりて飯食をうるへ酒果をはらねて祭のもろこしにも
又如此なりや美善録に七月十五日祖先を燒
素食して墳墓を祈すとなりこれ深居乃説にしたゝひて

かくばかりしなるにしまゝくと久しとは宣て聖人乃
道にもそなくしき此種義なり西道に志行ある人は聖人ぞ改
さるへ者（先生のごとく韓魏ち侯家ぞ名ぞ人ぞ改ぞ
雖七月十日服孫墓張家雖其人用）をして又やむ事と成
をして侯に志るさがりんとなるは先祖乃靈前に飲食と
そなへ墓所に行て弥し墓前に焼籠とは燃すなし
先祖は靈前に食をまゐる事躊躇して祖先に
なるいかしろにすへからず此凡今夜其世俗にそりて親
なき人は墓に行て弥し親ある人はそれ人の祖を
まえ所親ある人もまきしきうなりしをみやす祖
をさしまうまいしまてたのしき悲きたるに美なり

凡家財は有家ろれ志とうしなふ事多し中
ほも七月十五日盂蘭墓の説ニ分佛經によれ
目蓮母を救ふ事をいふ事ろれ東西と須志ろれは老
学庵筆記にいふ有有都中元に素饌と先祖て
ろなへ竹を如く盆盂の形にしらへ紙錢をこそ井
其所へこれを竹乃さきにかけ尖を付くやきてろれ
倒るゝ方隅を見るゝ冬は室暖と云ふこれを盂蘭
をいふ又愛兼雜ほも竹をいふ所て三脚とかし
よ小織焼窩さきを盂蘭墓といふ又米飯を使へ
て先祖を享し秋は衆事を告るとなり言いけへ

より乃風俗とかやしれハかゝれ事をもとく志く
源原氏目蓮の事と消命して云傳へ盂蘭盆經
有ゝ此の書を作りて思俗とあざむくにや我國
にて盂蘭盆乃佐藤をとり事聖武帝乃天平
四年に始るとしよし續日本紀に見えたり年中
行事魂祭の哥に前大納言
きゝそやや閔花の清かさに御ふむ玉ゑかりて一文月なりとに
○五雜組にいはく七月中元乃日盂蘭盆會をなし目蓮の
母餓鬼道に漏ちたるに功德を設く續の餓鬼を
志く食をとるをとひ世俗たとひ源原
乃後にまよふことをいひてかそれ祖考の天堂に登り
極樂世界に生ひの事を望まずして餓鬼に存し
てこれとまつるを却りはさ法に甚しきなり
○晩青より十七八歳まで商場にハ家の戸卸に燒
籠を燒す故工と來して其人乃他物をとらへ人
乃見りれ云ひ 中元に燒籠を燒とるは後堀門院實長乃お
様に始まりしよし 宮原元家明月記に見えて
ありそろこしにも宋乃初中元下元ともに燒を燒すの上元
乃ことくなりしかしこれを淳化の間にしめて元を
やめらるゝよし
五雜組に見えたり
○又七日世俗正海乃漁獵をせ須そろうまゝかゝれ
にや唐の百度志に中元日牠佐祠不採魚と見えたり

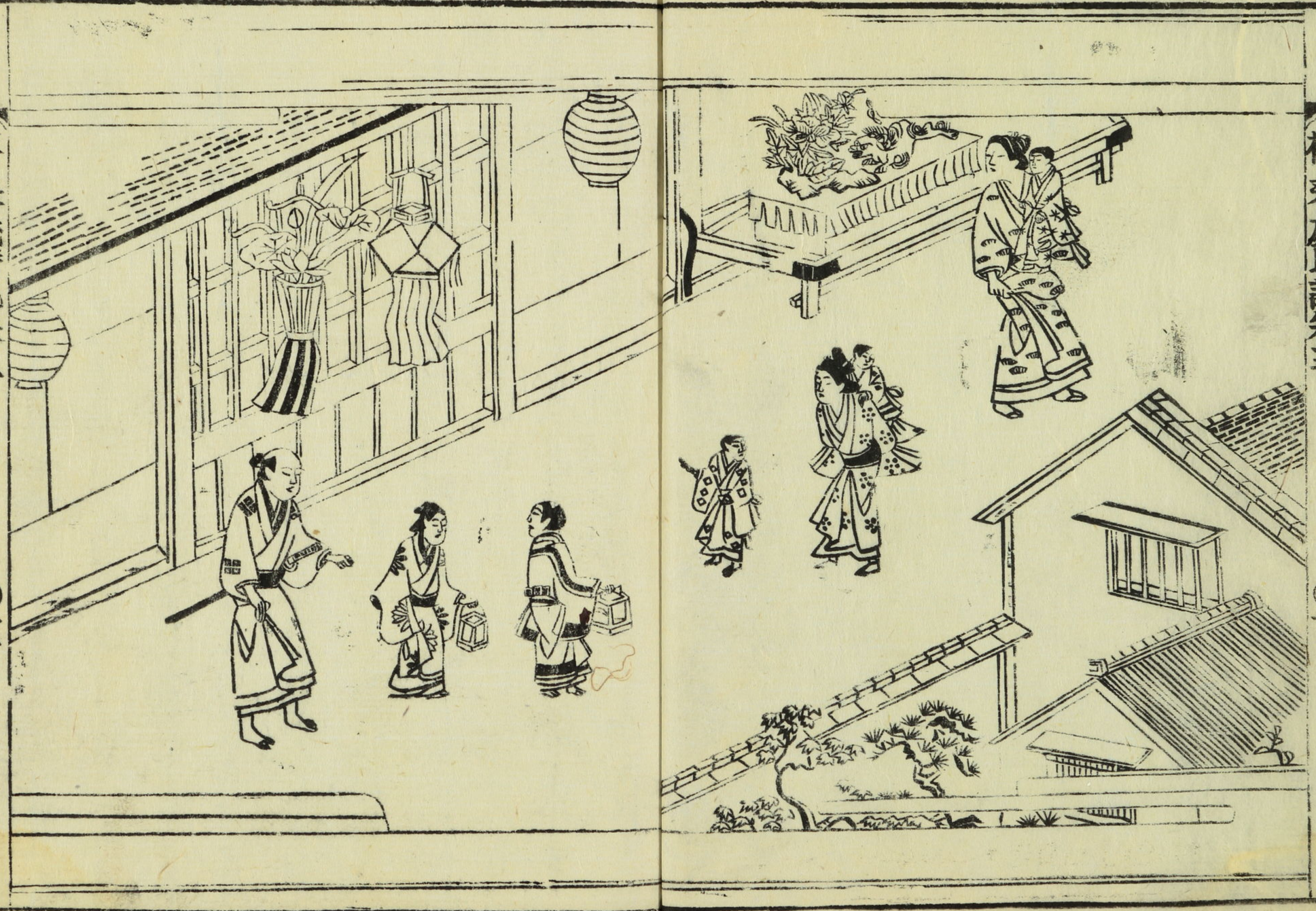

十六日　國語は日男女ニ於て遊蕩と事とす又やどなりして
奴婢乃いとゝひてくさ遠ニ入り上母兄弟ニ對面する日之
○今夜ハ蒼東坡ノ春壁に遊ひ月と黄世し夜なり
秋三月ハ夜とべ多ゆ月ハ黄ハ時なり八月十五夜九月
十三夜ハ月と黄する宅ハ夜なり　たゞ七月乃ミ黄期
たりし　好事乃人ハ東坡ノ所ニと志ひて今夜ハ
月と黄殺さへ月事ニ事なり

晦日　沐浴

此月夜漸冷なり　夜と屋く　差て風絲ニ偏ニ於て事
なれ事ハ乃腠理ニ并ニ表氣うとく志て風ニ

感じやすし　感冒傷寒　痰嗽喘急乃病ゆゑ恐
てこれを避へし

此月春柳と實て柳漆と夜　八月ニ充へし　まし柳ハ蒂
と去印まて　摘柳　春柳ニ水到年ニ合入　月令廣義ニハ柳春柳ニ水雲
かゝあまゝ水多くれハ　桶ニ入至一夜日と漏てゝこしこれ
志ふうすく志ゝ所し
志ゝりけと取ゝまとす川色と一夜志ゝでいふなり
又右志ゝりたりかすに水とひたりかゝ入て色と夜日
漏てゝ四日ニ常日志ゝり色二夜志ゝなり各別ニ
蓋ニ入至へし　凡柳漆ハ久しきとけハやきて滅
ゝれたり　蚕ニ入て志ニ埋ゝふてと能ゆゑ也へし

又桶の竹筒にかゝる池にひたし蓋をよし又或は桶に入
板とをゝ間にかゝるべしぶれ減る濃く其板にかゝるその
上にハ面蓋として常にてくかゝるべし如此されハ
やまに取出す時は日記より元をたきろ蓋より取出し
あらふハ捨とさすなり又桶に入るゝろ蓋と人乃名夕
通り簀床にて蓋ハ動揺して換せす
天氣好時ハ此紙裏せり柿漆にて奴僕に命し志ぶ紙を
能しむべし裏法先蓋くより表面にたゝ紙をしらひ
ぬり打数にハ水ぬかくて大に紙のたしとひて 時宜とくぬ
さ紙をしきべし又中に用ハ反前をよしぬ字ノ書くも

金紙にて至お日より志らひまゝひのり又ハやさしたりに
志ぶ加えてのりたしもくつぎ浮ぐけるに志ぶ無へしこれハ
たしとくぬさすしてよしさてこのりと水に入ちりと去
て一所に堅め焼飯のごとくにぎりかゝる上を紙にて包
樊原に印にて 上より火とたゝき能附かに取おしまりた
ちまて細にまりこゝ志ぶをきせまくすり合竜と用て志
ぶりを能へし ぐらたしとす ぬのりまて ちりにまゝ ぬのりよりも 能り附 板数乃上に
て四方六尺二寸に零よりをまり四のまゝに打とおてかれ
くぬさ紙を能ひろぎつぎめに大れてしらへる志ぶのり
と引てつぎひろめ四とりの上より和へ二寸修理してよし

さく二返目までハてにてひろぐるなれハかたとらずの紙
のうらをとひきちかへつぎ紙をとりてこしより
ひろげくだけど見て上にはちをとびまずして能くと
見付合のくゑどの所をよくやうにして符合ては又
此やうくらくもり共ひ付つべきて糊の能くもり付て
う　うすどきの墨などにそもり付しおもうし二返目返まで
同ならり紙よりもらかへそ毎なる内と糊のしくまたを
引て左のおく入合所へん右のごとくして紙よりより外
田松続付合するけ紙よりまだを引て紙よりと下より
ま上よりつけて紙よりの外を内より返して紙をもより然表又

外の合色に方の表を上に一面へんえ糊付けて左入乙
そくして乾すもうしとみあまりし針とぬ者に趣糸斗返
てもつのおもりしろ紙にまぶをと引付けてよ返しして能
もり付趣糸の上にふき表にをと起りつけ能くを
付く後ほよおよ返しかりして後又うちをまぶをと二三へん
引每分干へし分福そら付て一夜にまぶを引へりて次
表ひく後裏によぶ引のよ返へしむしろこと乃に表
海よりうかして上しまる紙くすを表すれ糊加にひの
け縮て能くへし
立秋乃後糸乃及菖蒲萬葛萬苣乃糊をと蒸へし要之

ようて宅中にハ菘蔓菁とつまくまけハ蜜食なり
立てハ八月の後まくへし　蕪蔔を出すくなし　これを
ちやく前ぞれを根みし　七月初まくへし　蕪蔔辛
蕪蔔を蕪蔔と同時にまくへし　其ゆれハ根なし
宅外にハ出すくなしつまく前てよし　胡蕪蔔を此月
の初まくを可なり　大葱少葱ともう四　大葱ハ苗
とかちう　少葱ハ根とう四
此月の末　蕪皮を收むを法　青橘を取なりごとき皮
を收　日に乾す
此月　蕈を食ふなれ　上に竭貴切り人を害す　蕈を

食へハ目を損す　麻糠をくへハ氣をうごかし　茱萸
をくへハ神事をやぶる　鬼類を多く食へハ人を傷る
蕈を食へハ氣をうごかし　生蜜を多く食へハ暴霍
乱を蕈に生薑を食へりし　糖閣多く食へハ神氣
を損す　立秋の後　黄餅及水溲餅を食ふなれ
立秋の後十日瓜を多く食へりし　月令廣義黄書　蕈を食ふなれ
七月　黄葉蕈しくとも冷水を多く呑へりし　飛ひ
歯間害なくこも後日に到りて病を生す　八七八
月の月　淫雨　生冷の物　黄蕈
を多く食ふなれハ　淫邪の氣内に滞つて　癰疽をう

至ふ往ゝ恐ゝ候

七月乃六候才一孫風玉才二白露澤才三寒蟬鳴

右立秋の三候なり才四鷹乃鳥鳴才五天地

始肅才六禾乃登右雲又異れ二候なり

立秋辰五十六刻十分夜四十二刻五十分雲又異

辰五十四刻十分夜四十又刻五十分月令[illegible]

八月 [illegible]八月の節秋分八月乃中○八月の異名 仲秋 壯月 [illegible]

[illegible]

朔日 俗に八朔と云今日たのみとして人に物を遣[illegible]

事なり[illegible]根源に[illegible]

正統[illegible]世俗の風儀なり或[illegible]

[illegible]乃[illegible]より此事[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

内と云さゝありきりなとを中に伝へ入りかれ二重以重
を左にかたり事にしまゝ喜笑ましまりたる年
紀を知明なるに下とへは後世戦流の所治世に明分
すり乃事なるへ云ふ事や然るに今年中乃事に此中に
志れしかゝる事強なりしといへ云を此ころ強に世さう
つまもて何を成ことなる事は等に此事に立るし侍る之
我と海とし夷大屋事事ふくも遊光く所家
まし云也又鴨長明の四季抽籤に其くはゐるたちの
あしさ者あれむの所いまひとしむりしは所して事の
たまはざりしと小松乃ゆとまゝ人まてまし海勢

し比たくまつりうゝ先くに代にはり世なまふても昭
宣公乃なすぐを此世さ所たくさつられし事
に行せまうへくまゝ清りしくさにもちる事とにし
らへてまつる所なり内義のつかさゝり所乃
あつりなとこ此事はうまつ又ゝ月にとこ
なりくかきやうとこなん御せしもこ此事なく
此事をくまつり給ふしはかきやうにてさつ後
とも御之あれと今を知れをくなくてたく
まつ所事なり
今事をるにたれを乃如こりいつまでも完ゝし宮事

の物語れ語ことまでも事も始まる事も書久しきなり
すべきなん給はされども延喜式江家次第なとにも見
えたまはるく國史にも物語されハいぶかしきを見て
給ひ然ハ五事根源乃説をやすことまでしきまで
近世もてはやし給ひ長明の三季物語といふ書うる
ぶつ色ハ物書なるんか無力をとらり給ひ事実
をもしらせまゐるなり多し今此書に引用ハ考に
細ふ事のこと又今ひそかふ草ふに秋乃田穀乃ものなり
といふ也ふ田のこれつゐたらといふなりへし是
もしまゐ八月朔膳となす給ふ色と膳膳といふ

月令廣義潛確類書なるに見えたり膳ハ田穀乃新
なるを祈る祭れ名なるに八日なれ八朔の稱義も見
ゆ類せる事なるし
○今日　禁裡より　將軍家に物語り又　將軍家
よりも江戸上れ稱何り五事なるハもし一つ
十四日　明夜乃淡晴なるまゐるなれバ先ひの月を
賞ひ入し給明後ハ八月十四夜れ給ふ
銀漢世界雲霞晴雲玉塔初上歌園対清樓恵妃
宣先賞明夜淡晴未可知
十五日　中秋といふ秋九十日れ九中なり國俗

今日八幡宮乃おとり事く敵生命ハ一年ニ此事ハ人
皇四十四代元正天皇乃御宇宮德四年九月ニ大隅
日向安國乱逆すこれ迎ヘ西國衰より筑紫宇佐の
八幡宮乃神宝幸鳴勝波豆来神軍と引率しく
彼國と征し事有年く敵を亡しさりけれ
八幡乃御託宣ニ此度の合戦ニ多く此人と殺しけ
有敵生命を奉ひ此ニ以よし神託ましく之れハ諸國ニ
いてゝ事ハ此儀とそりけひけるよし扶桑記に
見えたりさまでしさふ者ハ八幡乃御祭有ニハいまゝ
いてゝ事ハ此儀と行なり

此事も乃うしく人を同伴えしまや稚楽合編ニ
日本八月十五日敵生命呈百戦其楽有中國高
麗安郭とあり年中ひる所合ニ新中納言
世よかゝて清明の分をさくハおもしいきるとさ其神ハ
○今宮ニ秋の宮市ニ於て時ニ月代貴ひ有ニ月夕
とを二五夕とをいふ弄人強宮乃晴と祈ひ夕なり
林雅山野椎ニいはく今夜月を玩ぶる大きに事
唐の世より盛行して詩人文人ニ詠ぬりといへ
古楽府ニ嫦娥怨乃此所り漢人の中秋の月を給ふ
ありしハ此事を能くと何ろ時ニ漢の世よりをおる事

まや又のろこしにはこと骨解を裂して、いろ少くの
狀に作り月解と号して、おとくり又月解瓦瓜
等と合して看月會とも云ふ月令廣義に云ふ
歐陽詹。脫月詩序云。月之為脫。冬則繫霜大寒。夜
則蒸電大熱。電蔽月。霜侵人。蔽与侵。俱害脫。秋之
於時。後夏先冬。八月於焉。季如孟終十五於夜。又月
之中。稽於天道。則定異均。取於月數。則蟾兔圓。況
埃壒不涉。大宅悠然。嫁娟徘徊。壽上深界。東林
入西樓。肌骨与之陳涼。神氣与之清冷
○素言要云月。歌ニ云く月無水之精。神無金氣

金水性相生。五行分其事。則知天地間。相感各以類
水得金還蒸。月固秋交清。氣類使之然。人雖不宜情
續古今集に天暦乃御宇
月ことに見る月なれど月のきよひ乃月に似る月うたれ
新勅撰集ニ中遷法師
うつくしと妹乃出そ去れぬるこゝろ月しかなれ
ぬれし集に元遠
何事ハ又妹ハ半を過ぬしかくぬく月乃行きのこゝろ
金葉集に源親房
こやくさいせひなしかく月新をきよひとしらぬ人にとりや

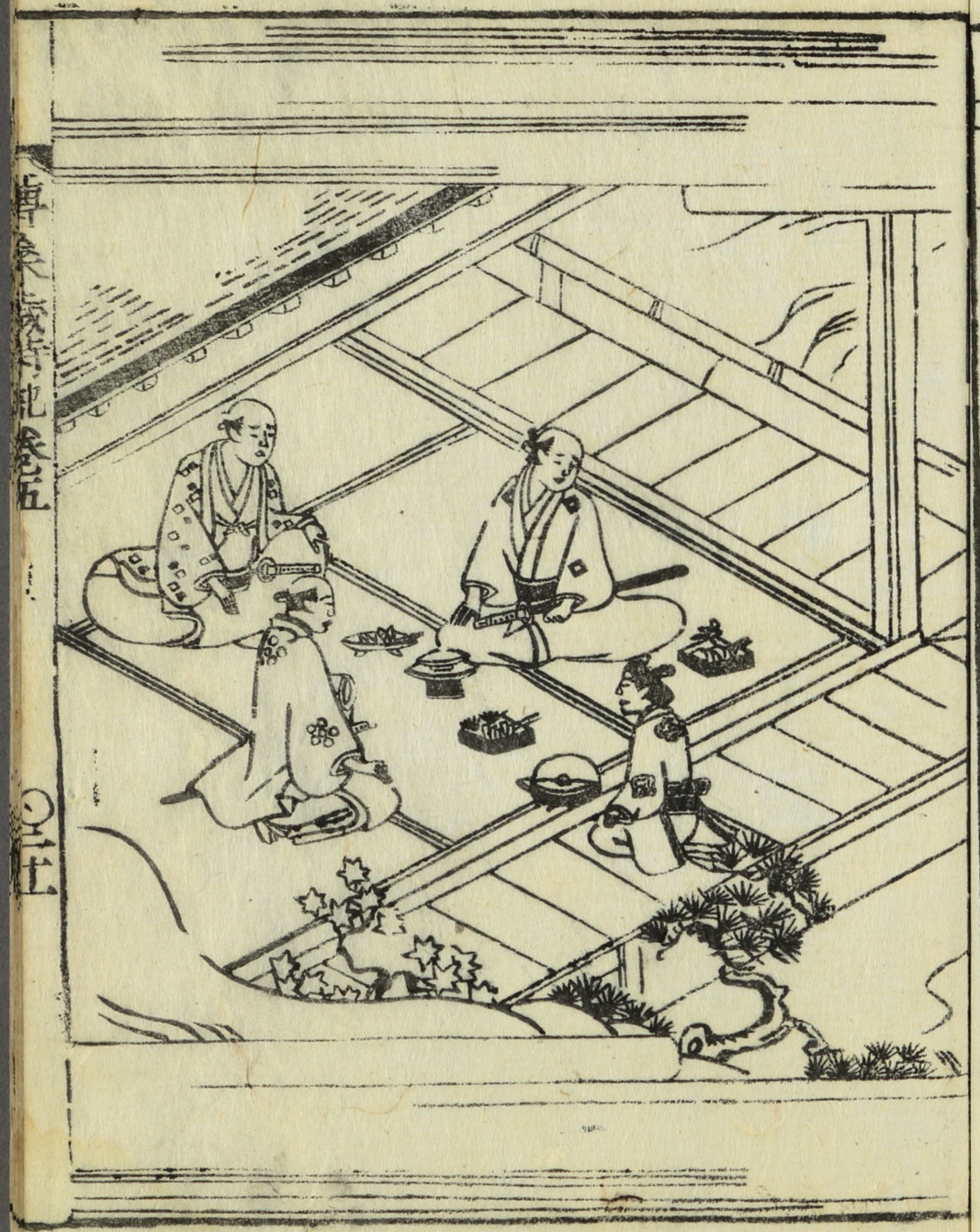

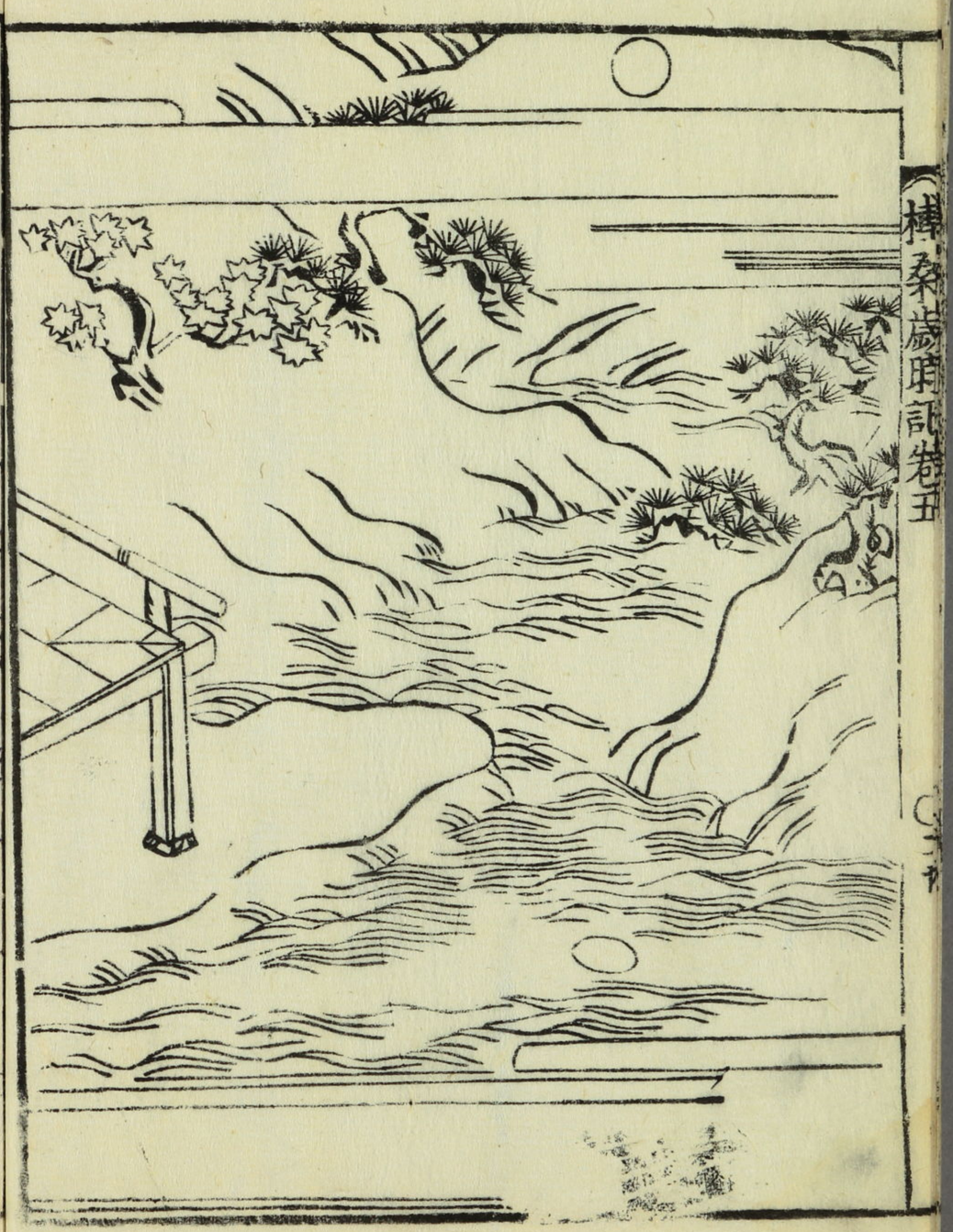

張景安の中秋乃詩に

万里秋空掛玉盤瓊樓香起鳥雲。四時此月

曾見別人自今宵冷眼看

劉景競の詩に

使ゝ池邊侍月生。邪巡此夜易天明。遥飛引取

秋江水。添入銅壺靴曉更

杜子美の詩に

滿目飛明鏡。佛心折大刀。轉蓬行地遠。攀桂仰天高

水路疑雲雪。林棲見羽毛。此時瞻白兎。重欲數秋毫

邵康節乃詩に

一年一度中秋夜。十度中秋九度濃。求滿直須南

樓中。要明仍候新天心。雲照雲憶非淺。不睡

親時意更深。淹竟古人詩句好。何堪千里共如今

○今夜嬰粟を前ハ花盤にしてこのことを多しと

月令度義に見えたり又いえく牡丹を移し栽ゆ事

今日してよし宿生に宜しく沈て其根を滑く洗へし

香酒を以て洗へハ花妙なり

二十七日　孔子乃生れ給ひし日なり　これ孔子の後なり此が洗ひ給ひしなり

晦日　沐浴

もろこしまハ社日とくて三秋乃後第又の戊ハ日土乃

神と祭る事何り 既に二月の祭にくらしき記しぬ 世俗神を志る沢天を
祭る事にして日月乃祭をなし神祇とあがなりて
牧族乃祀とさしれるの事しかる淫祀とあるべきより
いはしへ乃路を志るひもろぎしの風俗を遊ぶ喜
秋に社日に祭をしへき事なり但 加郷にも八九月に
比土地の神と祭る事をいふく秋社にたぞふ事紀や
志かれともそれ祭るさしへ淫祀多しいはんや村里で
さふ祭の日かかれも農商に家にて他村より志るも志る
ぬを饗餐乃客多く来りて饗餐に財を
費し家産をやぶりものなり 是き比俗湯足國

中に祭日只一日を用べしと命せらる事なん能法外
なるべし又世俗に八九月土地乃神と祭る時饌膳酒
などと製して来客に饗し親戚鄰里にとらる事
何りをろこしにも社日にハかれるれ給ふや愛二冊
録に秋社以社餞社酒饌をとらるせり
上旬に日を擇て祭治をへし
妹が乃日考妣先祖に神と祭るべし家事に一法にして
より後陰氣日にしたがし日をやう屋くそりし秋かさ
知りて日夜ひとしき室屋を志ひとしくこれを一喜か
乃雨に志れし給ふぬ

月中ハ後郊野ニ趣観すへし

此月宋地ハ人々新穀を賞して祭之乃至高ニ遊へ

うれたち親戚を餐すへし

此月涼風来る時人多く風に感して痛す怪き風を避へ

宅中ハ上旬ニ至て菘蔓菁を蒔へし宅中ハ蠹多し

しやく怪るよりしかすし此月うゆるとよしとすゝ又芥子

萵苣薇蕨を上旬の初蒔へし萵苣ハ如きくうゆるとハ宅

中ハ上旬ニ至て此二月にをうゆ断塩まうゆれハ韋

にあり饗饗ハ都に志るすごとく中秋の時種へしさしし

ぬるゝ事ハ元物ハ夜をまくにたかなかひの土

あつ之れハ生しかたし土かたかれハ生せしやうなるにあ

しけ一本にハたかなかひとへかゝ次にてきまく上をとるゝ

べしかれを苗生して志ゝ紀とバつまくたふき志べし

豇豆ハ二月を收蒔へし桃花蒸を生ふくもりくさき豇豆

たねよりこゝ世間に能腦し壺に入口を能ふさぎ

てとくへし如此されハ出たまひ又瓜菜子ちのことを

取收蒔へし

熟したる菜を腦して後蒸して肉を剥さるを去て收

蒸へし生ゆるを蒸ハあし事熟とハ用へかゝ抔去

へし凡菜ハ親宅ようべてよし有ようハ熟せるを

ちろ有性なし

此月菜を採へし本草集要に云ふ凡採根多以八月採去
五秋枝葉粘津洞陰處下有秋採宜晩義莖葉各
隨其本熟也　こゝに二月乃新にも
くらしを記す

此月竹をきれは蛭す　月令廣義には六月に竹をきれは不蛭とあり　有る指柄竿なくとも
ありて、貯置へし凡指柄竿不蛭法うなきれ皮を尖
にてきるその煙にて竿をあひきれは永く不蛭まる
蕎麦稈乃灰汁にて洗ふるをよし海水にて
浸したるを出すまたら幹綾栖矢藁木刀等に笑迷

此月に稲の稈を收置へし布を作し紅花を用ひ絹布
を染蕎麦を多く用ひ

此月天氣淸冷なり多く生果を食へからず生蒜雞猿等
生蜜雞子鱉を食るなかれ又萠芽を食るなを忌
寿書に起居書月令廣義に見えたり　重陽七藏に云ふ政君法地乃
流泉と紙事なりし人をして瘴脚軟を發せしむ

八月の六候第一鴻鴈來第二玄鳥歸第三雉鳥雷
蓋六白蔵乃三候なり第四雷始收聲第五蟄
蟲坯戸第六水始涸六秋分乃三候なり
白露昼九十二刻十分夜四十七刻五十分秋分昼五十
刻夜五十刻　月令廣義

九月 [illegible]八九月の中 ○九月の美名 季秋 [illegible]月 [illegible]律と [illegible] ○九月乃[illegible]と長月といふ事やうく [illegible]

朔日 今日より八日まで給衣とぞ

八日 沐浴

九日 菊湯 [illegible]月と日と二ながら老湯乃數にもあらぬ事

[illegible]かくいふ事なりけり又重九といふ囲碁合[illegible]菊花酒とのむ [illegible]

[illegible]又今日栗子飯と合ひ菊花酒とのむ [illegible]

[illegible]菊湯乃[illegible]といふ事根源は

立つせりとにはあらずもあるなるべし [illegible]

しかるに今日[illegible]を遊朝眺望す [illegible]九日[illegible]の

[illegible]

[illegible]清記にいはく海藻乃植茱といふ事の費長房

[illegible]久しき遊学[illegible]東河費長房植茱[illegible]

[illegible]今茲九月九日海[illegible]

絳囊をぬひて中に茱萸をもり贈[illegible]

[illegible]上りて菊酒とのまば此災消[illegible]植茱[illegible]

言を信して九日に登りて山にのぼりしに

[illegible]乃なくして家中[illegible]

死てのち房これをゆるくこれ海の命を受たれりや
とり世れ人九日は初る毎に山に登り菊酒をのみ
婦人茱萸嚢を帯しかざしぬ（山谷曰邪鬼を避ける也五
雜組に云く九日茱萸を佩ひ菊花酒を飲む菊花酒を飲て
費長房種茱萸を災を避ける術と教ると云れ茱萸を佩て
西京雑記に戚夫人が侍児賈佩蘭宮中にありて九月九日蓬餌
と食い菊花酒とのむ也されば人をして寿考ならしむ也はるかに
よりはしてもしと云と云ふ
なぶめさせ云はるかり植茱萸は始るさかり
とひて云ひは茱萸と辟邪囊とし菊花と延寿
囊とし故は九日は二物とかりて酒九乃花を浮
をはとなん悪物をはらふ也
周書に曰く九月九日律世財を常り数九を

る故に俗に此日を尚んぞ茱萸房を折て酒に
挿む気邪を辟除して初寒を防ぐ也
とぞ見なん西説なるべし 又今日菊花酒を飲べ
長寿なるしむ也 菊花を墨書を
たるに乗来にまぢへてこれを釀し来年九月九日に
至て取出してこれを飲故にこれを菊花酒といふ也
西京雑記に見えたり
○五花供中人日と深く上巳端午七夕重陽八月
菊を賞する所也俗に菊月日に用奇
を重陽数を重ねるを所也これ古人陽を尚ぶ故也

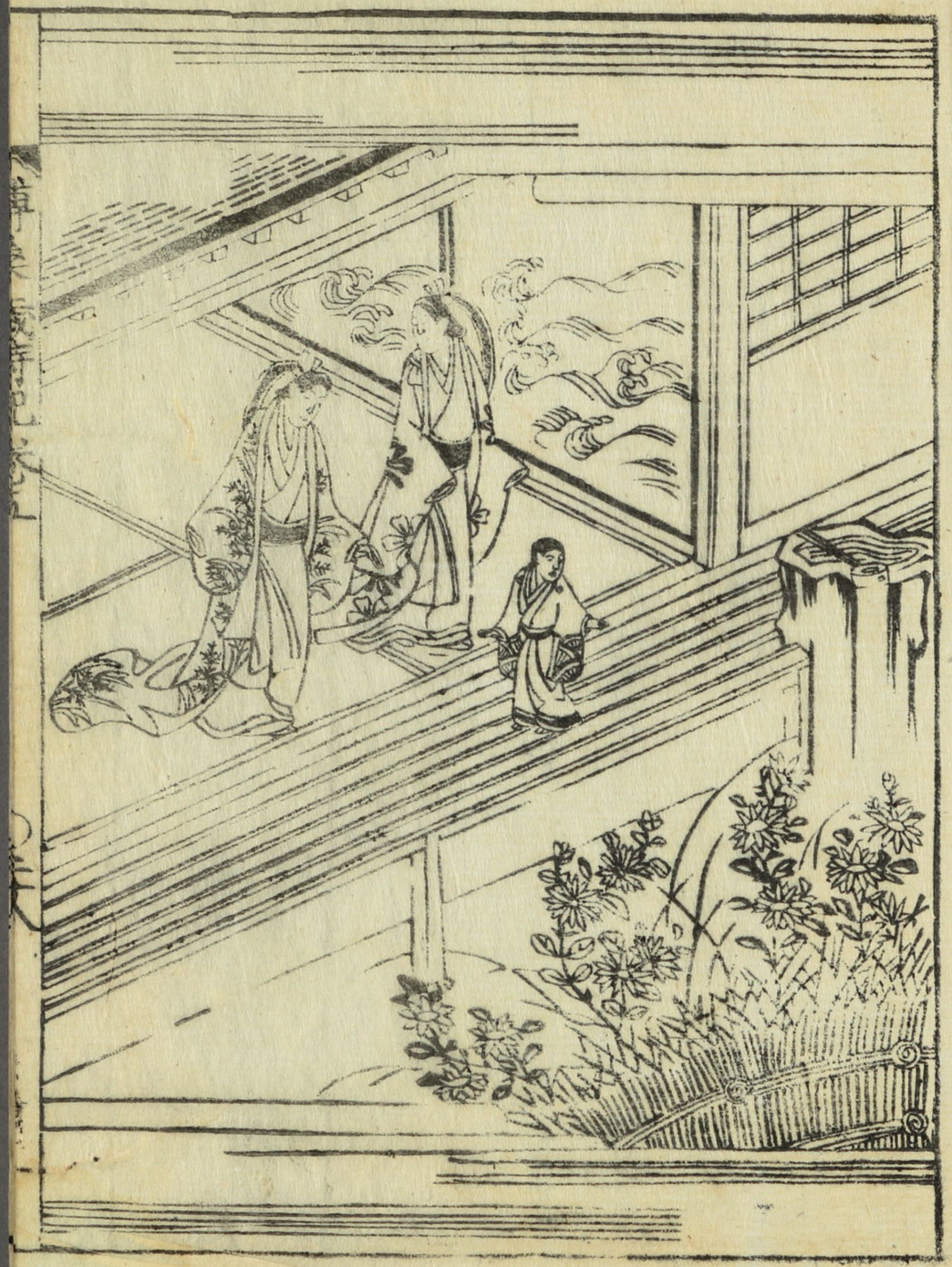

なりしこ其本子に見てこゝ山徒西しさしとに古人
乃言とは下りと云つ屋し然るに後人の義
と云ふ次周王屋原織女桓家生をいふ職し
て此由とす その妄謬をれいなし
續千載集に新院別當典侍
行末代條城重て九重に子代まてめくれ萬代さつ
宮座百兵にて行書
長月やまふ夜萬代花の枝に万世祭る雲の上人
張芸叟の宮詞乃詩に
一見黄花品自羞蕭然經髮不禁神誰人為整

烏紗帽猶侍西風滿眼愁

越鈞月の九日乃詩に

屐齒聯翩印淺沙。正穴月落帽斜西風略月

催黃葉。妹心無心在菊花

仕牧の九日奇山寄之の詩に

江漁秋來屋初成。與客携壺上翠微。人世難逢

野口笑。菊毒頭插滿頭歸。他得酩酊醉佳節

不用空。山怨落暉。古今東只此此牛山何必

猶沾衣

○今日菊の紀代文集にして味甘さを取て菊に用へ

菊花を九月に更し紀本九日よりと月令廣義にて今

十日　國信今日より足衣をもて二月晦日に至て終る紀

いにしへより元まる禮式にはかりす

十三日　使信今晴月紙書にて事本秋れことし吉田

兼好の說にハ八月十五日九月十三日ハ婁宿なり此言

清明なる所に月を觀ふ良夜とすれ也ゆへ云ふ

こゝ此說他れ無也と志し此只牛家と深く考へり

又月に大小あまハちがへる所に僅とするにしたす凡秋

今月を貴とる時なり中旋そもろこしにも月を貴す

家佳節とせり我國に又九月十三夜を用ひ月紙書へ

其後は八月にて流れ十五夜乃月を貴しぬれば易に
月ならまちつしといひ又天道は満ぬことなく此義を取
てこれ日を用ひ左る今しと云ふ此月を殺しと云ふ
こゝしにはこゝしたる歌とは見えたれ十二夜乃
月は貴せし待ちこれあり又菱垂和寧府にて他
つ後へ菱蘂鄭色白菱鄭と都合に何る縁侍と一説
には九月十三夜乃作ことす言れとも菱垂後集には九
月十三夜乃作ことは何ぞ言はゞ事ずこれ言しるす
こゝ地ゆえ作ことは又今宵此月をもて何をしぶ可三代
集にはいまゝ見えて深源氏拙絶夕霧の事に九月乃作

夕ぎりは大将の雲よりかへり給ふ所に十三夜乃月
のいまだ所に居ゆ所にて出ぬれはをとゝしのひも無しゝ歌
ましう地をはらはしてあり其法をもや此夜此月を貴
せしまや　武人乃いたく明乃十二夜侍に鄙女若何夫復の九月
十三夜月を貴ずる侍あまに近世ならぬさまにも
今をもて月を
殺ふまや
金葉集に太宰大弐長貴の九月十三夜の月を作る事
人可見な記読と見ゆる月の付ふ人無しあくしれ
平載集にて殊人不知
妹此月ちゝはゝ代へて紀てうしきに二夜に於て見ゆる事
風雅集に左京大夫文敬帰

くれの燥月乃せうこ[illegible]

義兵忠通 号法性寺殿 九月十三夜 翌月待ニ

用牕寂々月和燥 濕屬寒秋望匝 [illegible]

淒雲紛 蒋家 蒋徑 踏雲 十三夜 [illegible] 勝於古 [illegible]

百年 [illegible] 前行 [illegible] 清明 [illegible] 價千金

晦日 沐浴

此月郊遊して血脈を書へし

上旬に小麦をうへ下旬に大麦を蒔へし 麦を秋うるゝ

麦熟する夜四時ハ氣をうくるゝと月令廣義にしり

地肥饒なる所にてまくらゆるハ甚麗藏しまくらゆし

十月ニ後十二月初まくらくへし

凡菜をたゝ漬ニ九月以前ニ取りれハ日に乾へし十月以後

採るものハ陰乾ましてよしと[illegible]ニ見えたり[illegible]れハ

麦燥とる菜ハ日に乾し冬ニ[illegible]とる菜ハ陰干ニす

[illegible]り但紫蘇薄荷荊芥ニ[illegible]ハ久しく[illegible]日

にあらせハ氣うきとくなるかたくなる[illegible]故て

陰ニ干へし

此月牡丹芍菜及竹法果木をうへし 植てよしと月

令廣義ニ見えたり農政全書ニ[illegible]果木をうへ

ゆるにも先九月乃中此後樹のまゝりとありて[illegible]と

以てまはりとかけまはりたるかたちにハ肥土を入水を澆へ
一族年正二月に移栽へしまそに三月の部に至し
此月粟を收蔵へし月令度義にいはく粟後に粟と
取水蔵れ内に入てうくるものを去日かはし油を
炒て冷し新壺に入油一重粟一重浴らに抱き一壺
にたて一二百入る多きハ所し竹蓋を抱くひきこと
と竹れおしろ乃ごとくなる抱きて口を抱きへてきれ
いなる地に太れ壺をうつむきに蓋なり酒等にちゝ
づくらなれ又塩水に一二枚浸し取おし日に至し
胡麻を拌せ蓋に入蓋へしもそ又肢巡山中乃聖人の

語にハ生粟を二百日小なりし後能煮らく又日にかし
壺に收口をとらち蓋ハ出くりけして味異なりしとり
又大粟を生ふかく胖へ蓋にハ粟乃茅生をとる所に
やさしをあて壺に入そ口にたゝるかと凡壺を
用ふ事に粟れ出るなどに穴を一あけ壺の口
にたゝめさらさ海にたりし口の方を塊に付壺へし茅
生せすぐしくこゝゆるなり又帝土を巻に入そ
内にうつ　蓋をくるしよし
此比米殻を求貯へし用多し
此月薑を食るなれ痼疾となれ小蒜をくへ稼を

傷つ[illegible]を換す蓼を食へり次雛を食ひ[illegible]雛と
多く食へり次大肉をくらへ八人の狂者を傷ふ[illegible]冷の抽
を節して痢疾を除くべし　月令廣義[illegible]
叢書[illegible]

九月の六候第一鴻鴈來賓第二雀入大水為蛤第
二菊有黃華太[illegible]乃三候なり第四豺乃祭獸
第五草木黃落第六蟄蟲咸俯太[illegible]候也
[illegible]四千七刻五千分夜五千二刻十分[illegible]四千
五刻五千分夜五十四刻十分　月令廣義

日本[illegible]記寒之五竟